

理 由 書（ 用 途 地 域 ）

区域区分の変更に伴い、当該変更箇所について周辺の土地利用状況等を考慮し適切な用途地域とするため、本案のとおり変更するものです。

浦賀7丁目地区については、公有水面埋立事業による区域区分境界の変更に伴う市街化区域への編入を行う地区で、それぞれ隣接する区域との一体的な土地利用を誘導するため、変更するものです。

久村地区については、畑などの農地環境が残された土地で計画的な市街地整備の見込みがないことから、本案のとおり、用途地域を廃止するものです。

これらのほか、計画図上の不整合を修正するなど必要な変更を行うものです。